

平成27年度
第2回 関市公共交通活性化協議会
議案書

平成28年1月21日（木）午前10時
関市役所 6階 6-2会議室

関市公共交通活性化協議会委員名簿

(平成28年1月21日出席者名簿)

任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日

区分	氏名	所属及び職名	代理出席者		
1	学識経験者	福本雅之	公益財団法人 豊田都市交通研究所 主任研究員		
2	事業者代表	山田芳喜	社団法人岐阜県バス協会 専務理事		
3		武藤行儀	岐阜乗合自動車(株) 取締役グループ管理部長		
4		山田善章	(株)ドライビングサービス 業務部長		
5		松野英一	岐阜交通(株) 中濃交通営業所 所長	随行 取締役営業管理部長	成田和夫
6		佐々木綱行	長良川鉄道株式会社 取締役運輸部長		
7		市民・ 利用者代表	遠藤俊三	関市自治会連合会 会長	
8	澤井基光		関市社会福祉協議会 会長		
9	石井和典		関市老人クラブ連合会 会長		
10	栗倉元臣		関商工会議所 副会頭		
11	阿曾徹		関市PTA連合会 (洞戸中学校PTA会長)	欠席	
12	金城淑子		関市女性連絡協議会 副会長		
13	岐阜運輸支局	野口欣司	中部運輸局岐阜運輸支局 首席運輸企画専門官		
14	運転手組合代表	鷺見高志	岐阜乗合自動車労働組合 執行委員長		
15	岐阜県 公共交通課	沖川弘毅	岐阜県 都市建築部 公共交通課長		
16	道路管理者	中村澄之	国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所 管理第一課長		
17		竹中尚義	岐阜県土整備部美濃土木事務所 道路維持課長		
18	関警察署	宮田博文	関警察署 交通課長	交通総務係長 瀧森克彦	
19	関市	中村繁	関市 副市長		
20		桜田公明	関市 企画部長		
21		坂井英一	関市 建設部長		

次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

議案第1号 関市デマンド乗合タクシーの本格運行について

資料1 平成27年度運行実績

資料2 利用者アンケート集計結果

議案第2号 わかくさ・下有知東線、下有知西線、小瀬線の廃止について

資料3 各路線廃止路線図・系統図・時刻表

議案第3号 バス停留所の新設及び路線の変更について

資料4 バス停留所位置図

資料5 岐阜板取線、牧谷線、関板取線系統図及び時刻表

議案第4号 地域公共交通網形成計画策定について

資料6 公共交通網形成計画（案）概要図

3 報告事項

報告第1号 平成27年度関シティバスの実績について

資料7 関シティバス平成27年度運行実績一覧

報告第2号 平成27年度地域公共交通確保維持に関する自己評価について

別添資料 地域公共交通確保維持に関する自己評価（概要）

5 その他

6 閉会

議案第1号

関市デマンド乗合タクシーの本格運行について

- 1 本格運行開始日
平成28年4月1日
- 2 該当区域
関地区、下有知地区、瀬尻・広見地区

【要旨】

平成26年10月1日から試行運行中の関市デマンド乗合タクシーについて、平成28年4月1日より本格運行としたい。

資料1 平成27年度運行実績

資料2 利用者アンケート集計結果

議案第2号

路線の廃止について

下有知、小瀬地内を走行する「わかくさ・下有知東線」、「わかくさ・下有知西線」、「わかくさ・小瀬線」を廃止するものです。

1 廃止の概要

廃止する路線

路線名	わかくさ・下有知東線	わかくさ・下有知西線
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	中濃庁舎～河東～中濃厚生病院～本町5～西木戸～関シティターミナル(片循環)	中濃庁舎～重竹～関シティターミナル～中濃厚生病院(片循環)
運行距離	10.2km	10.8km
運行本数	5便/日(片循環)	5往復/日
運行日	水・金・土曜日運転 (12月30日～1月3日運休)	水・金・土曜日運転 (12月30日～1月3日運休)
所要時間	28分	32分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円(障がい者・小人は半額) ・回数券(11枚綴り1,000円)を導入 ・ICカード(アユカ)利用可能 	
補助形態	欠損補助	

路線名	わかくさ・小瀬線
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線
運行区間	中濃厚生病院～小瀬南～緑ヶ丘3～緑ヶ丘中学校～バロー関緑ヶ丘店～関シティターミナル～中濃厚生病院
運行距離	12.8km
運行本数	5往復/日
運行日	火・木・土曜日運転 (12月30日～1月3日運休)
所要時間	41分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・1乗車 100円(障がい者・小人は半額) ・回数券(11枚綴り1,000円)を導入 ・ICカード(アユカ)利用可能
補助形態	欠損補助

2 時刻表：別紙運行時刻表のとおり

3 運賃：100円（障がい者・小人50円）

回数券11枚綴り1000円、ICカード（アユカ）利用可能

4 実施日：平成28年3月31日

【要旨】

平成21年度からの3年間において実施した地域公共交通活性化・再生総合事業の路線評価について、その後も引き続き各路線の評価を行っており、平成25年度の評価結果が「運行形態の見直し」となった、わかくさ・下有知東線、わかくさ・下有知西線、わかくさ・小瀬線の3路線につきまして、平成26年10月より、3路線の運行地域である下有知地区、瀬尻・広見地区において、新しい運行形態・関デマンド乗合タクシーの実証運行を開始しました。実証運行の内容を精査検討した結果、関デマンド乗合タクシーを本格運行することとなりました。それに伴い、「わかくさ・下有知東線」、「わかくさ・下有知西線」、「わかくさ・小瀬線」を廃止します。

資料3 わかくさ・下有知東線、下有知西線、小瀬線の廃止路線図、系統図及び時刻表

議案第3号

バス停留所の新設について

- 1 バス停留所の新設
洞戸キウイプラザバス停留所（仮）
- 2 該当路線
 - (1) 岐阜板取線（山県市との協定による自主運行路線）
 - (2) 牧谷線（美濃市との協定による自主運行路線）
 - (3) 関板取線（関市単独の自主運行路線）
- 3 実施日
平成28年4月1日

【要旨】

洞戸地区内に、「岐阜板取線」「牧谷線」「関板取線」の停留所を新設するものです。新設に伴い「岐阜板取線」の基本経路は、上りが19.9km（改正前比0.2km増）、基本時刻は37分（改正前比1分増）下りが19.9km（改正前比0.2km増）、基本時刻は38分（改正前比2分増）、「牧谷線（中濃庁舎発）」の基本経路は、23.3km（改正前比0.3km増）、基本時刻は49分（改正前比2分増）、「牧谷線（美濃市駅発）」の基本経路は、19.4km（改正前比0.3km増）、基本時刻は37分（改正前比2分増）、「関板取線（寺尾経由）」の基本経路は、33.8km（改正前比0.3km増）、基本時刻は82分（改正前比2分増）、「関板取線（山県経由）」の基本経路は、上りが35.3km（改正前比0.2km増）、基本時刻は84分（改正前比1分増）下りが35.3km（改正前比0.2km増）、基本時刻は85分（改正前比2分増）となります。

資料4 バス停留所位置図

資料5 岐阜板取線、牧谷線、関板取線系統図

(1) 岐阜板取線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	岐北病院前～ <u>洞戸中瀬</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫	岐北病院前～ <u>洞戸中瀬</u> ～ <u>洞戸キウイプラザ(仮)</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫
運行距離	19.7km	19.9km
運行本数	平日：上り10便 下り7便 土日祝：上り10便 下り8便	
運行日	毎日運転 (8月13日～15日、12月29日～1月3日土日祝ダイヤ)	
所要時間	36分	上り37分 下り38分
運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン運賃制(1区間100円、障がい者・小人は半額) ・ICカード(アユカ)利用可能 	
補助形態	欠損補助	

(2) 牧谷線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車 (株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	(中濃庁舎発) 中濃庁舎～ <u>洞戸小学校前</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫 (美濃市駅発) 美濃市駅～ <u>洞戸小学校前</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫	(中濃庁舎発) 中濃庁舎～ <u>洞戸小学校前</u> ～ <u>洞戸キウイプラザ (仮)</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫 (美濃市駅発) 美濃市駅～ <u>洞戸小学校前</u> ～ <u>洞戸キウイプラザ (仮)</u> ～ <u>洞戸事務所前</u> ～洞戸栗原車庫
運行距離	中濃庁舎発 23.0km 美濃市駅発 19.1km	中濃庁舎発 23.3km 美濃市駅発 19.4km
運行本数	中濃庁舎発 : 3往復 美濃市駅発 (平日): 上り2便 : 下り1便 (土日祝): 下り1往復	
運行日	毎日運転 (8月13日～15日、12月29日～1月3日土日祝ダイヤ)	
所要時間	中濃庁舎発 47分 美濃市駅発 35分	中濃庁舎発 49分 美濃市駅発 37分
運賃	・ゾーン運賃制 (1区間100円、障がい者・小人は半額) ・ICカード (アユカ) 利用可能	
補助形態	欠損補助	

(3) 関板取線

	改正前	改正後
運行事業者	岐阜乗合自動車(株)	
法律の位置づけ	道路運送法第4条 協議路線	
運行区間	洞戸栗原～洞戸事務所前～ (寺尾又は山県高校)～関シ ティターミナル～中濃厚生病 院～関中央病院	洞戸栗原～ <u>洞戸事務所前～洞 戸キウイプラザ前(仮)～(寺 尾又は山県高校)</u> ～関シティ ターミナル～中濃厚生病院～ 関中央病院
運行距離	寺尾 経由：33.5km 山県高校経由：35.1km	寺尾 経由：33.8km 山県高校経由：35.3km
運行本数	(寺尾 経由) 平日：2往復/日 休日：4往復/日 (山県高校経由) 平日：5往復/日 休日：運行なし	
運行日	毎日運転 (8/13～15、12/29～1/3は、休日運行)	
所要時間	(寺尾 経由) 80分 (山県高校経由) 83分	(寺尾 経由) 上り82分 (山県高校経由) 上り84分 下り85分
運賃体系	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン運賃制(1区間100円、障がい者・小人は半額) ・回数券(11枚綴り1,000円)を導入 ・ICカード(アユカ)利用可能 	
補助形態	欠損補助	

地域公共交通網形成計画策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成 26 年 11 月 20 日に施行され、網形成計画の策定ができるようになりました。この計画は、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通システムの在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものです。

地域公共交通再編事業を活用する場合には、再編実施計画の認定を受けることにより、特例制度や国による財政支援の特例等を活用することができ、自治体を中心となった地域の面的な公共交通ネットワークの再構築の推進がしやすくなります。

関市は、岐阜県中心部に位置し、平成 17 年 2 月に周辺 5 町村と合併したため、市域が中心部と東の武儀・上之保地域と、西の洞戸・板取・武芸川地域で V 字型という広大かつ変則的な市域となっています。

市内では、岐阜バスの「岐阜関線」及び高速バス「名古屋線」と市内を縦走する長良川鉄道を幹線と位置付け、それらのフィーダー路線として合併前の旧市町村ごとの域内運行が存続しています。

関市が費用負担するバス路線の利用者数については全体としては微増傾向にあるが、市内の地域間を結ぶ「市幹線」は減少傾向にあります。また運行費用は増加傾向にあるため、コミバスのゾーン運賃の見直し、地域内運行路線を有償化させるなどして全路線のサービスレベルを統一し、路線の見直すことが持続可能な市内交通のために急務となっています。

上記問題点を解決するため、建設部で進めている立地適正化計画の内容とも整合性を取る形で、国庫補助金を活用し網形成計画に取りまとめることとします。

資料 6 関市地域公共交通網形成計画（案）概要

資料 6-1

関市地域公共交通網形成計画（案）概要

①地域内バスの統合および有償化

現行は、東ウイング2地域（武儀、上之保）については各地域NPOが、西ウイング3地域（武芸川、洞戸、板取）については各地域の任意団体（法人格なし）が無償で運行している。統合に際しては、東ウイングをNPO1団体で運行、西ウイングについては、調査や住民説明会の結果を踏まえたうえで、3地域を1団体で運行、もしくは洞戸・板取のみ統合し、武芸川地域については単独での運行を継続する。

②関シティバスの路線再編

毎年行う路線別の評価に加え、計画策定に際して行う予定の調査や意見交換会の内容を踏まえ、路線の再編や運行形態の見直しを行う。

- ・両ウイングについては、上記地域内バスの改革と併せて路線の見直しを行う。
- ・関地域幹線路線（買い物循環線・市街地病院循環線）の総合的な見直しを行う。
- ・関地域支線系については、路線の統合、運行形態の見直しを行い各地域において最適な運行を検証する。

③関シティバスの運賃改定

岐阜バス「岐阜関線」と関市コミバス「わかくさ・小金田線、千疋線」等が「関市山田～せき東山」区間で競合して二重運賃の問題が発生しているため、サービスレベルの統一の観点から、運賃シュミレーションを行う。競合区間は各路線の中間部分であるため、各路線はそのまま継続して運行する方針だが、調査結果によっては小金田、千疋地域一帯を運行するフィーダー路線の検討が必要である。運賃については、中心市街地に新たなゾーンを設置することで、コミバス運賃を値上げし、岐阜関線については当該区間の値下げをすることにより運賃の調整を図る。

また、値上げにより利用者負担が増加しすぎないように、新たな乗継割引、定期券の設定の検討も同時に行う。

資料6-2

地域公共交通調査事業（計画策定事業） 要望調書

補助対象事業者名：関市公共交通活性化協議会

1. 地域の公共交通の概況・問題点（自由記述）

関市は、岐阜県中心部に位置し、平成17年2月に周辺5町村と合併したため、市域が中心部と東の武儀・上之保地域と、西の洞戸・板取・武芸川地域でV字型という広大かつ変則的な市域となっている。

関市内では、岐阜バスの「岐阜関線」及び高速バス「名古屋線」と市内を縦走する長良川鉄道を幹線と位置付け、それらのフィーダー路線として合併前の旧市町村ごとの域内運行が存続している。

関市が費用負担するバス路線の利用者数については全体としては微増傾向にあるが、市内の地域間を結ぶ「市幹線」は減少傾向にある。また運行費用は増加傾向にあるため、コミバスのゾーン運賃の見直し、地域内運行路線を有償化させるなどして全路線のサービスレベルを統一し、路線の見直すことが持続可能な市内交通のために急務となっている。

2. 策定調査の必要性（自由記述）

上記の問題点を解決するため、大規模なOD調査及び市民向けアンケートや意見交換会を実施し、市内の交通体系の見直しのための現状把握が必要である。

また、民営の岐阜バス「岐阜関線」と関市コミバス「わかくさ・小金田線、千疋線」等が「関市山田～せき東山」区間で競合して二重運賃の問題が発生しているため、サービスレベルの統一の観点から、運賃シュミレーションを行い、運賃見直しが必要なため調査が必要になる。競合区間は各路線の中間部分であるため、各路線はそのまま継続して運行する方針だが、調査結果によっては小金田、千疋地域一帯を運行するフィーダー路線の検討が必要である。運賃については、中心市街地に新たなゾーンを設置することで、コミバス運賃を値上げし、岐阜関線については当該区間の値下げをすることにより運賃の調整を図る。

上記調査を行った後、課題を抽出し、同時並行で進めている立地適正化計画の内容とも整合性を取る形で、形成計画案に取りまとめることとしたい。

3. 策定する計画の対象地域、策定スケジュール

(1) 計画の対象地域（※1）

関市全域

(2) 策定スケジュール（※2）

H28.6 委託契約 H28.7 OD調査 H28.9 利用者アンケート

H28.12 計画取り纏め（パブコメ） H29.3 計画策定

住民意見交換会については、地域のバス運営協議会や自治会の総会等に合わせ随時行う。

H29.10 リニューアル運行開始予定

4. 事業の実施内容

実施項目	実施内容
0D 調査	関市単独の自主運行バス（定時定路線）について始発便から終便までを1週間程度調査する。
利用者アンケート	自主運行バス（デマンド乗合タクシーを除く）全路線、旧町村内の地域内運行バスの利用者に対して1か月程度調査を行う。
運賃シュミレーション	関市山田～せき東山の区間が4路線である岐阜バスとコミバスの関シティバスの競合及び二重運賃問題があるので、運賃の統一のためのシュミレーション調査を行う。 また、旧関市内に市街地ゾーンを設けゾーン運賃についても調査を行うものとする。
住民意見交換会	路線の見直しにあたり、住民の意見を反映させるため、意見交換会を5地区×2回＝10回程度、旧関市内においては10地区×1回＝10回、合計20回程度行う。
市内公共交通網の課題整理	現状整理結果を踏まえ、まちづくりの観点から課題を整理する。
地域公共交通網形成計画案の取りまとめ	上記調査で得られた課題の解決方法や計画期間に運行する交通体系の計画も含めた網形成計画に取りまとめる。
協議会開催運営支援	上記調査結果の提示、課題の解決方法の議論、利害関係者の意見調整、網形成計画案の策定の場として協議会を3回程度開催する。

5. その他特記すべき事項（自由記述）

旧町村単位の無償運行については、道路運送法79条による有償運行へと転換を図るべく、無償での試行運行を続けているが、これまでNPO登録が高い障壁となっている。

今般の道路運送法の法改正により、旧町村部での実施主体についても検討していきたい。

現行は、東ウイング2地域（武儀、上之保）については各地域NPOが、西ウイング3地域（武芸川、洞戸、板取）については各地域の任意団体（法人格なし）が無償で運行している。統合に際しては、東ウイングをNPO1団体で運行、西ウイングについては、調査や住民説明会の結果を踏まえたうえで、3地域を1団体で運行、もしくは洞戸・板取のみ統合し、武芸川地域については単独での運行を継続する。

以上

(※1) 複数の地方公共団体が連携して計画を策定する場合は、計画の対象地域に含まれる市町村を全て記入すること。

(※2) コンサルとの契約時期(契約しない場合は事業着手時期)/計画案の取りまとめ時期/計画の策定期間が分かるように記入すること。